

令和5年4月吉日

保護者 各位

幼稚園型認定こども園
ときわ幼稚園

与薬依頼について

1. お子様の薬は、本来は保護者が来園して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来園できない時は、前日までに連絡をいただき、保護者と園側で話し合いの上、幼稚園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合、万全を期するために「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、必ず薬に添付して保育職員に手渡ししていただきます。(バス利用の方は、バス乗車保育職員に手渡し)
2. 薬は、お子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬や置き薬)は、幼稚園としては対応できません。
3. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ずに使用する場合は医師から具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承ください。ただし、初めて使用する座薬については対応できません。
4. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、幼稚園としてはその判断ができませんので、対応できません。(医師からの指示があった場合にはご相談ください。)
5. 持参する薬について
 - ① 薬剤情報提供書(薬の情報)は必ず提出をお願いします。(コピー可)
 - ② 使用する薬は当日分のみを1回ずつに分け、1つ1つに記名してご用意ください。(シロップは、1回分を適当な容器に入れてください。)
 - ③ 与える為の道具(スプーン等)もご持参ください。(直接口に入れて飲む場合は不要)
 - ④ ①～③はファスナー式のビニール袋(ジップロック等)にまとめて入れた物を諸費袋に入れて職員に手渡しをしてください。
6. 主治医の診察を受ける時は、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで幼稚園に在園していることと、幼稚園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
7. 「与薬依頼書」は、必要に応じて、各自コピーして使用してください。